

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿
(五十音順)

氏 名	職 業 等
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
しまもと こうじ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
ふじむら ひろゆき 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

令和3年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第53回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期	審議部会
厚生労働省	910	病院等開設会社による 病院等開設事業	法律	株式会社が高度な医療を提供 する病院・診療所を開設できる。	1件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・労 働部会
厚生労働省	920	公立保育所における給 食の外部搬入方式の容 認事業	省令	公立保育所の3歳未満児に対す る給食について、保育所外で調 理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開:3歳以上児に 限り、平成22年6月から全国展 開)	76件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・労 働部会
厚生労働省	939	児童発達支援センターに おける給食の外部搬入 方式の容認事業	省令	児童発達支援センターの給食に ついて、施設外で調理し搬入す ることを可能とする。	19件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・労 働部会
内閣府	2001	公立幼保連携型認定こ ども園における給食の外 部搬入方式の容認事業	府令 省令	公立の幼保連携型認定こども園 における3歳児未満児への食事 の提供について、公立の保育所 と同様に、給食の外部搬入を可 能とする。	7件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・労 働部会
文部科学省	834(835)	地方公共団体の長によ る学校等施設の管理及 び整備に関する事務の 実施事業	法律	教育委員会が行うこととされて いる学校等施設の管理・整備に 関する事務を地方公共団体の 長が実施することを可能にす る。(公民館・図書館等の社会教 育施設についても新たに権限委 譲が可能に:平成21年5月)	1件	平成27年度	令和3年度	教育部会
総務省	409	地方公務員に係る臨時 的任用事業	法律	通常1年以内しか認められない 地方公務員の臨時的任用につ いて、地域固有の課題に対応す る必要等がある場合は、1年を 超えて任用を認める。	9件	平成29年度	令和3年度	地域活性化部 会
国土交通省	1219	特殊な大型輸送用車両 による港湾物流効率化 事業	告示 通達	港湾施設である道路において保 安基準に一部適合しない特殊な 大型輸送用車両を用いる場合、 当該車両が通行可能となるよ う、車両の寸法や重量等につ いて保安基準を緩和することが できる。	2件	-	令和3年度	地域活性化部 会
国土交通省	1228	民間事業者による公社 管理道路運営事業	法律	地方道路公社がPFI法の規定に より公社管理道路運営権を設定 する場合には、民間事業者に料 金を収受させることとし、民間 事業者による公社管理有料道路 の運営を可能とする。	1件	平成30年度	令和3年度	地域活性化部 会

令和4年度以降に新たに評価時期を設定する特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第54回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期
文部科学省	816	学校設置会社による学校 設置事業	法律	株式会社が学校を設置すること を可能とする。	24件	平成24年 上半期	令和4年度
経済産業省	1123	研究開発用海水温度差 発電設備の法定検査手 続不要化事業	省令	研究開発のための海水温度差 発電設備について、安全性が確 保される場合、電気事業法に基 づく工事計画の届出や安全管理 検査の実施を不要とする。	1件	平成18年 下半期	令和4年度
環境省	1308	特別管理産業廃棄物の 運搬に係るパイプライン 使用の特例事業	省令	人の健康の保持又は生活環境 の保全上支障が生じない場合、 特別管理産業廃棄物(廃酸な ど)の収集又は運搬に運搬用パ イプラインを用いることを可能と する。	1件	評価実績なし	令和4年度
環境省	1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする 特例事業	省令	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟 による捕獲を可能とする。	5件	平成24年 下半期	令和4年度
総務省	413	救急隊の編成の基準の 特例適用の拡大による救 急隊編成弾力化事業	省令	①119番通報時における緊急度・ 重症度の識別(トリアージ)が適 切にでき、②医師による指示・助 言を行う運用体制が常時確立し ていること等を前提として、緊急 度・重症度が著しく低い等の条 件を満たす場合には、救急自動 車1台及び救急隊員2人による 救急隊の編成を可能とする。	1件	評価実績なし	令和5年度
農林水産省	1010	地方競馬における小規模 場外設備設置事業	告示	小規模な場外馬券発売所の設 置審査について、都道府県知事 が確認することにより審査を簡 素化する。	1件	評価実績なし	令和5年度
国土交通省	1205 (1214,1221)	重量物輸送効率化事業	通達	重量物輸送車両が、橋・高架の道 路等を含まない経路を通行し、か つ、軸重が10トン(駆動軸にエアサ スペンションを装着する車両の駆動 軸重にあつては11.5トン)以下で あつて、道路の修繕等について地 方公共団体等により適切な管理が なされる場合には、車両総重量の 規定を適用しない。(一部全国展 開:車両の通行経路が道路に関し て横断に限る場合の車両総重量及 び軸重の特例措置については、平 成22年10月から、長さの特例措置 については、平成25年11月から。)	3件	平成24年 下半期	令和5年度

構造改革特別区域制度に係る アンケート調査結果について

令和 3 年 1 0 月 6 日（水）

内閣府地方創生推進事務局

構造改革特区アンケート調査の目的・概要等

1 調査目的

- 構造改革特区域制度において、規制の特例措置に係る提案の募集期限、区域計画の認定に係る申請期限が令和4年3月31日までの間とされているところ、構造改革特区制度に対する地方公共団体のニーズ等に係る調査を行い、今後の制度運営の参考とするもの。

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則（抄）

（提案を募集する期限）

第三条 第三条第三項の募集は、令和四年三月三十一日までの間、行うものとする。

（構造改革特別区域計画の認定を申請する期限）

第四条 第四条第一項の申請は、令和四年三月三十一日までに限り行うことができる。

2 調査概要

（1）実施時期

令和3年7月8日 ～ 令和3年8月5日

（2）調査対象

全都道府県及び全市区町村（特別区を含む。）（対象数：1,788自治体）

（3）実施方法

アンケート項目に応じて構造改革特区制度を「現に活用している地方公共団体」、「過去に活用したことがある地方公共団体」、「活用したことがない地方公共団体」に分け、都道府県特区エキスパートを通じてE-mailにて調査を行った。

（4）回収状況

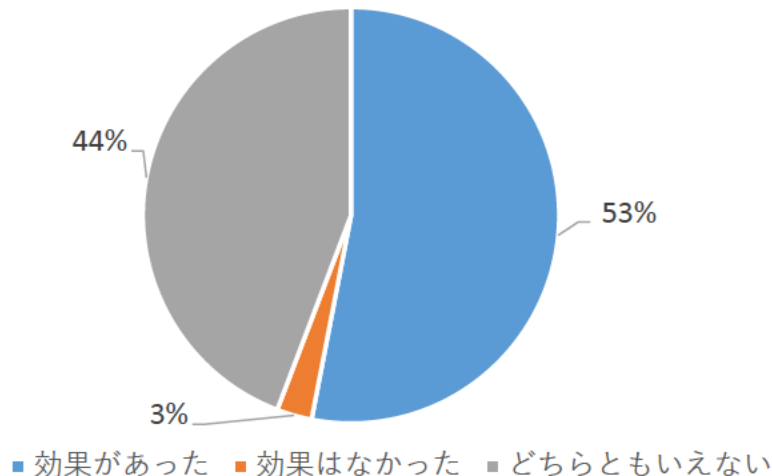
対象数	回収数			回収率	
	現在活用	過去活用	未活用		
1,788	1,742	392	337	1,013	97.4%

構造改革特区制度の効果等について

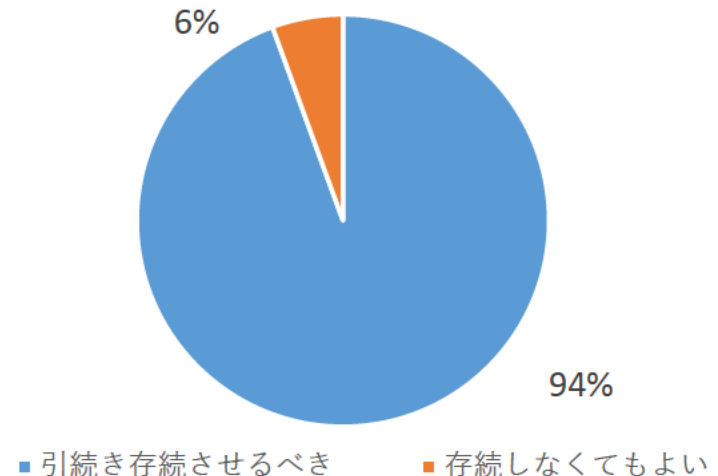
3 活用自治体に対する調査

- 構造改革特区制度を活用している、又は活用したことがある自治体に、「規制改革の推進」「地域活性化策」として効果があったか確認したところ、**全体の53%が「効果があった」と回答**している。
- 具体的な効果としては、地域の特産品の開発により観光客の増加等による地域活性化につながったこと、地域の実情に応じた取組が可能となったこと、また全国的な制度へと移行することにより、同様の課題を抱える地域へのサービス展開が図られたことなどが挙げられている。
- 一方、「効果がなかった」理由としては、認定を受けたが事業実施に至らなかったこと、活動に広がりが見られなかったことなどが挙げられている。
- なお、構造改革特区制度を引き続き存続させるべきかについては、**全体の94%が「引き続き存続させるべき」と回答**している。

図表1 構造改革特別区域制度の効果



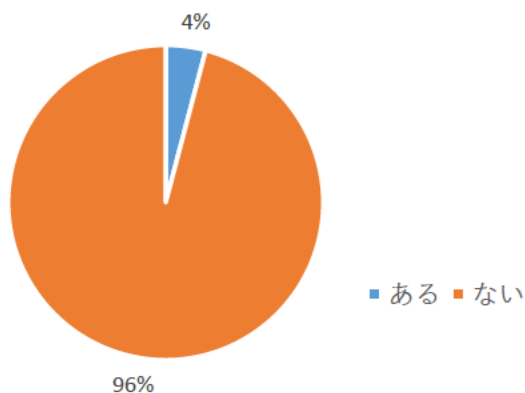
図表2 構造改革特別区域制度の存続について



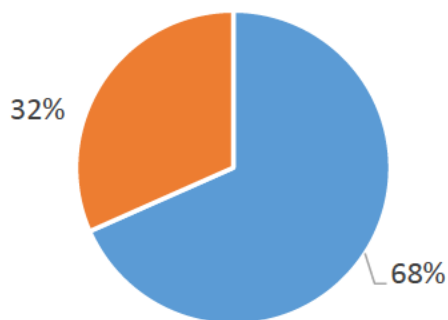
構造改革特区制度の改善点、全国展開について

- 構造改革特区制度を活用している、又は活用したことがある自治体に「改善すべき点」の有無を確認したところ、「ない」とする回答が96%となった。
- なお、「ある」と回答した自治体においては、認定事務の簡素化や、既存の特例措置の更なる規制緩和を挙げている。
- また、現在、特例措置を活用している自治体に、「規制の特例措置の全国展開」について確認したところ、3分の2の自治体が、「引き続き全国展開を原則とすべき」と回答している。

図表3 構造改革特別区域制度の改善点について



図表4 特例措置の全国展開について



■ 引き続き全国展開を原則とすべき ■ 規制の内容に応じて対応を考慮すべき

改善点（意見）

○制度全般について

- ✓ 認定申請事務の簡素化。
- ✓ 制度内容の周知、広報を行い、地方自治体が利用しやすいものとする。
- ✓ 制度の理解、活用推進に向け、定期的な研修等の実施。
- ✓ 財政措置も含めた検討をお願いしたい。

○個別の特例措置について

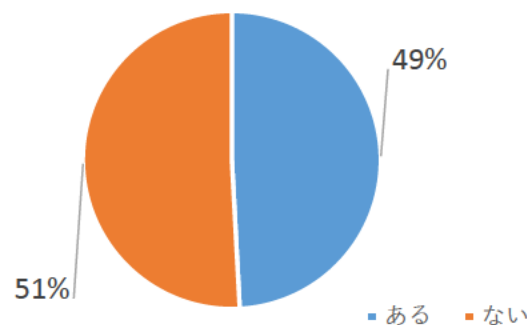
- ✓ 「特産酒類の製造事業」について、使用できる材料の緩和。（例えば、地元産品の割合を90%で可とするなど。）。
- ✓ 「特定農業者による特定酒類の製造事業」について、製造した果実酒を特区内の道の駅や飲食店等で販売できるようにする。
- ✓ 3歳児未満を保育する民間の保育園も特例の対象とし、全国展開して欲しい。
- ✓ 保育施設の再編整備時における変更認定申請の簡略化（施設の廃止、名称の変更などは報告のみとするなど）。
- ✓ 株式会社学校についても私学助成金等を受けられるようにして欲しい。

構造改革特区制度に対する関心、活用見通しについて

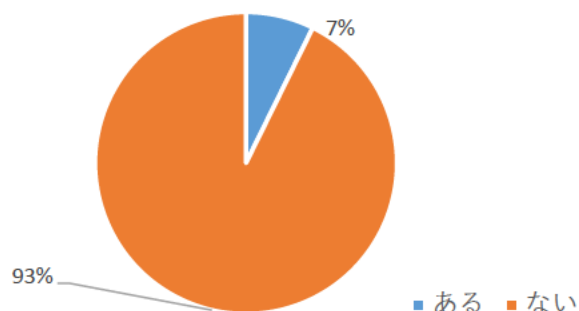
4 未活用自治体に対する調査

- 構造改革特区制度の特例措置を活用したことがない自治体に構造改革特区制度への関心の有無を確認したところ、「**関心あり**」、「**関心なし**」が**同程度**となっている。
- 制度を活用していない理由としては、「**活用したい、活用できる特例措置がない**」が最も多く、**全体の4割**を占めている。次に「制度を知らなかった」が1割弱となっている。
- 今後の活用の見通しについては、「ある」が全体の1割弱となっている。

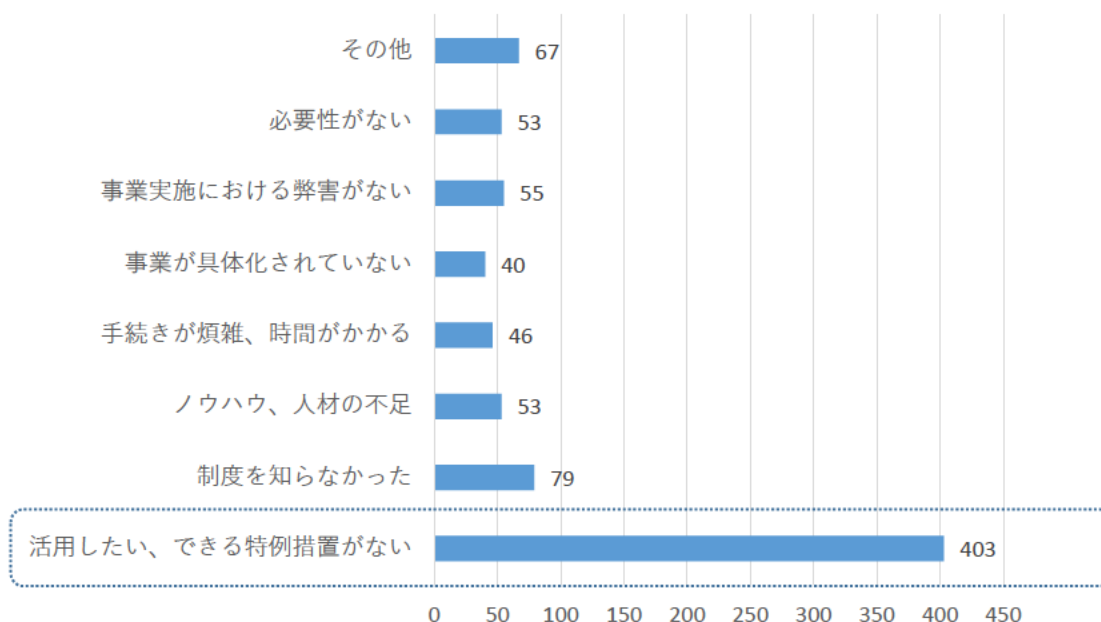
図表5 構造改革特別区域制度に対する関心の有無



図表6 今後の活用見通し



図表7 制度を活用していない理由

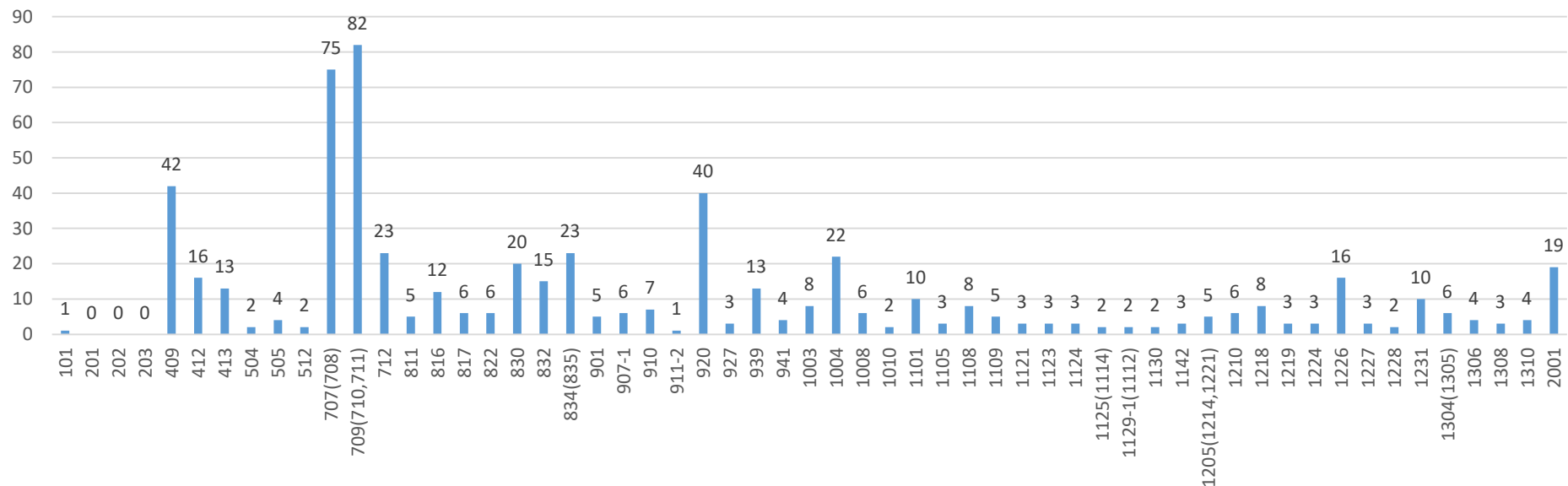


活用の検討・見込みの特例措置について

5 全自治体に対する調査

- 現在、特例措置は57件あるが、全ての自治体に個々の特例措置に係る「活用の検討・見込み」を確認したところ、一部の特例措置を除き、活用の検討に係る意向、見込みが確認された。
- 活用の検討、見込みについては、**「特産酒類の製造事業(709(710,711))」が最も多く、次いで「特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))」**、「地方公務員に係る臨時的任用事業(409)」、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)」となっている。
- 「特産酒類の製造事業(709(710,711))」、「特定農業者による特定酒類の製造事業(707(708))」及び「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)」は、これまでに区域計画が認定された活用メニューのベスト3となっているが、引き続きニーズが高いものとなっている。

図表8 活用を検討したい特例措置



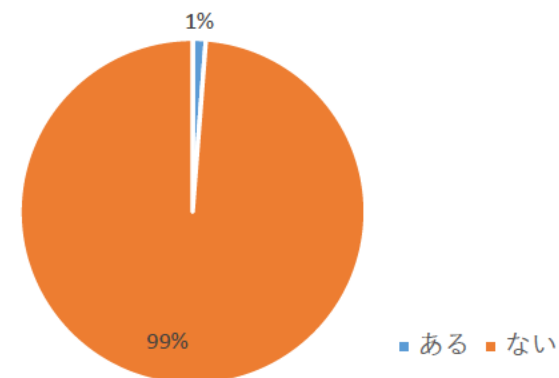
(注) 特例措置番号の具体的な特例措置の概要は、「参考」(P.9～)を参照。

特例措置に係る要望について

- 構造改革特区における新たな規制の特例措置について、過去に提案したものや、現在要望中のものを除き具体的なものがないか確認したところ、いくつかの自治体から具体的な要望を受けた。

(注)「国家戦略特区、スーパーシティで提案した又は提案している要望、以前に構造改革特区で提案した要望を除く」ものとして、自治体に確認。

図表9 特例措置の拡充について



要望内容

- 自家用車を用いた有償での旅客運送。
- 「特定農業者による特定種類の製造事業(707(708))」について、清酒の製造も可能となること。
- 農地の用途に、観賞用や食用を含めた水産物の生産を加えたい。
- バス事業者が定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送することが出来るようにして欲しい。
- 農地法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づく手続の簡素化。
- 建築基準法第42条2項・3項道路に面した建築物に付随する既存ブロック塀等について、避難対策特別強化地域における避難路である場合には、セットバックせずに現位置での改築ができるようにする。
- 農振農用地区域変更に関する規制緩和や農地転用に関する規制緩和。
- アブラソコムツを島内において食品として容認する事業。
- タクシー営業所を複数開設する場合、いずれの営業所も5台以上の車両が必要とすることとなっており、山間部での営業開設に支障。1台からでも開設することができないか。

構造改革特区制度に対する要望について

- 以上のほか、構造改革特区制度に対するご意見・ご要望として、以下のようなものがあった。

ご意見・ご要望内容

- 制度に該当する具体的な例や、過去の事例などの情報を定期的に行ってもらうことで、制度の利用に関して使用しやすい環境づくりを行ってほしい。
- 担当部署職員向けの分かりやすいパンフレットやデータベースがあれば、制度活用に向けて前向きに検討する意識が生まれる。
- 各特例措置の活用事例や成功事例の情報を発信していただき、参考とさせていただきたい。
- 特区という認定が「国のお墨付き」として周辺地域との差別化ができる。認定によって他市町村とは違う人の流れや起業につながる。
- ゆとりのある期間設定をお願いしたい。
- 活用検討の場を広げるため、各事業の所管省庁から自治体担当部局に対し特例措置の周知を図っていただきたい。
- 地方分権改革に係る「提案募集」と特区制度にかかる提案制度の棲み分け・連携が分かりづらい。また、特区制度そのものも構造改革特区・総合特区・国家戦略特区など複雑化しており、もっとシンプルで提案しやすい体系に整理すべき。
- 構造改革特区・総合特区・国家戦略特区について、それぞれの違いや具体の手続きが分かりづらいので、各年度当初に特区担当者向けの説明会を開催いただけると有り難い。
- 制度に対する周知などは県を通じて随時行われているが、詳細な内容に関する自治体職員向けの説明等がなく、取りかかりが難しい。制度全般に関する説明会や認定済特区の担当職員による事例説明など実施して欲しい。
- 本制度の活用で特例措置から法制化につながった事例もあった。構造特区制度を今後も継続していただき、各種法律の規制に対して現場における課題に即した見直しのきっかけとしていただきたい。
- 特区や規制緩和については、集中募集期間等により、掘り起こしを行う場合と日々の取組や事業の中で必要性が生じ、提案を行う場合があり、国の窓口は必要。
- 特例措置の活用がいくつか偏っており、活用がないものもある。特例措置の全国展開、継続、廃止の整理をする必要があるのではないか。

(参考) 規制の特例措置一覧

特例措置番号	特例措置	概要	活用件数	活用検討自治体数
101	特殊海岸地域交通安全対策事業	道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等でも、地方公共団体と警察とが連携して、一般道路のように自動車走行ができるような交通規制を可能とする。	0件	1件
201	研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業	国家公務員である研究職員が技術移転事業者（産学連携の一環として技術を移転する場合の技術移転先の事業者）の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 （一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開）	0件	0件
202	研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業	国家公務員である研究職員が研究成果活用企業（産学連携の一環として研究成果を活用する企業）の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。 （一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開）	1件	0件
203	研究職員の勤務時間内監査役兼業事業	国家公務員である研究職員が株式会社等の監査役の職務に勤務時間内に従事することを可能とする。 （一部全国展開：国立大学教員については、平成16年4月から全国展開）	0件	0件
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。	9件	42件
412	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業	条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。	1件	16件
413	救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	①119番通報時における緊急度・重症度の識別（トリアージ）が適切にでき、②医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成を可能とする。	1件	13件
504	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業	「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）」などにおいて、外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理することを可能とする。	7件	2件
505	特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業	「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）」などにおいて、我が国への貢献がある外国人について、永住許可要件となっている在留実績を3年に短縮する。	1件	4件
512	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業	地方公共団体が事業所の指定又は転貸をする場合、外国企業の職員が「企業内転勤」の在留資格を受けることを可能とする。	6件	2件
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業	農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒（いわゆる「どぶろく」）又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6キロリットル）を適用しない。 （濁酒製造における副原料について、新たにそば・アマランサスなどを含む雑穀全般の使用が可能に：平成21年7月）	197件	75件

(参考) 規制の特例措置一覧

特例措置番号	特例措置	概要	活用件数	活用検討自治体数
709 (710, 711)	特産酒類の製造事業	地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルとする。	112件	82件
712	清酒の製造場における製造体験事業	清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一つの製造場とみなす。	4件	23件
811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	大学の設置等に当たって、校地面積基準（収容定員上の学生一人あたり10㎡）の引き下げを可能とする。	1件	5件
816	学校設置会社による学校設置事業	株式会社が学校を設置することを可能とする。	24件	12件
817	学校設置非営利法人による学校設置事業	不登校児童生徒やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人が学校を設置することを可能とする。	0件	6件
822	公私協力学校設置事業	地方公共団体が民間と協力して高等学校又は幼稚園を設立する場合、所轄庁による資産要件の審査を不要とする。	0件	6件
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。	2件	20件
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等の校舎等施設基準によらないことを可能とする。 （一部全国展開：大学（学部）については、平成26年4月から全国展開）	1件	15件
834 (835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 （公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に：平成21年5月）	1件	23件
901	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができる。	0件	5件
907-1	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	特別養護老人ホームの整備が不足している地域において、PFI法に基づいて選定された事業者（法人）が特別養護老人ホームを経営することを可能とする。	0件	6件

(参考) 規制の特例措置一覧

特例措置番号	特例措置	概要	活用件数	活用検討自治体数
910	病院等開設会社による病院等開設事業	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。	1件	7件
911-2	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転が認められていないコンビナート内の小規模事業場について、他の事業場と共同で安全性が確保された場合には、小規模事業場の連続運転を可能とする。	0件	1件
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開：3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)	76件	40件
927	市町村による狂犬病予防員任命事業	知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、市町村も野犬の抑留事務を行うことができる。	1件	3件
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	19件	13件
941	臨床試験専用病床整備事業	治験・その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。	1件	4件
1003	保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業	学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合には一定の森林を残す必要があるが、その割合を3割以上で足りるものとする。	0件	8件
1004	保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業	地域活性化を図るための事業に際して隣接する保安林の解除を要する場合、「他に適地を求めることができない」等の解除要件を適用しない。	0件	22件
1008	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	青少年に無償で配布する昆虫（カブトムシ）を飼育するために家畜排せつ物の野積みを可能とする。	1件	6件
1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	小規模な場外馬券発売所の設置審査について、都道府県知事が確認することにより審査を簡素化する。	1件	2件
1101	再生資源を利用したアルコール製造事業	地域の産業活動における使用済物品や廃材などを原料としてアルコールを製造する事業を行う場合に、特例措置として、アルコール事業法による流通管理を行わないことを可能とする。	1件	10件
1105	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業	小規模ガスタービン発電設備を導入する場合に、安全性が確保される場合、当該発電設備を規制の少ない一般用電気工作物として扱うことを可能とする。	1件	3件

(参考) 規制の特例措置一覧

特例措置番号	特例措置	概要	活用件数	活用検討自治体数
1108	保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業	水素ガススタンドやDMEガススタンドを設置する際に、現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。	0件	8件
1109	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業	燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を行う際に、取り外すことなく検査することを可能とする。	0件	5件
1121	小規模場外車券発売施設事業	小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。	0件	3件
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。	1件	3件
1124	海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業	海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく定期事業者検査の実施時期の延長を可能とする。	0件	3件
1125 (1114)	特定施設における保安検査期間変更事業	現行の規定によって担保されるレベルと同等の安全性が確保される場合、原則年1回とされている高圧ガス製造事業に係る特定施設の保安検査の周期を延長できる。 (一部全国展開：空気分離設備については、平成17年3月から全国展開)	1件	2件
1129-1 (1112)	液化ガスの容器における充てん率変更事業	高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更することを可能とする。	0件	2件
1130	オートレース小規模場外車券発売施設事業	小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。	0件	2件
1142	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	研究開発のための温泉の熱を利用した発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。	1件	3件
1205 (1214, 1221)	重量物輸送効率化事業	重量物輸送車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。（一部全国展開：車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月から、長さの特例措置については、平成25年11月から。）	3件	5件
1210	橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業	市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、通行できる橋が少ない等により利便性が劣っている場合、公的主体以外の者による橋の設置を目的とする河川敷地の占用を認める。	0件	6件

(参考) 規制の特例措置一覧

特例措置番号	特例措置	概要	活用件数	活用検討自治体数
1218	地域特性に応じた道路標識設置事業	案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。	1件	8件
1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。	2件	3件
1224	45フィートコンテナの輸送円滑化事業	45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用することを可能とする。	3件	3件
1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。	2件	16件
1227	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	埋立地において、生産施設と物流施設が区分なく立地できる「製造・流通業用地」を認める。	1件	3件
1228	民間事業者による公社管理道路運営事業	地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。	1件	2件
1231	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業	一定の条件を満たす市街化調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする。	1件	10件
1304 (1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	特定の廃棄物について、再生利用認定制度（環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み）の特例の対象とすることを可能とする。 （一部全国展開：廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、平成18年3月から全国展開）	1件	6件
1306	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業	溶融スラグについて、生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合、埋立処分を可能とする。	0件	4件
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。	1件	3件
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。	5件	4件
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。	7件	19件

今年度の本委員会における評価・調査のスケジュール(案)

時期	評価
4月	
5月	
6月	
7月	評価・調査委員会委員 改選
8月	○内閣府及び関係府省庁による調査票作成
9月	
10月	本委員会 本委員会(各専門部会) ○調査票の決定
11月	○調査の実施 ○調査結果のとりまとめ
12月	
1月	↓ 各専門部会 ○評価意見のとりまとめ
2月	↓
3月	本委員会 ○評価意見のとりまとめ ↓ 対応方針の本部決定

※上記は現時点のスケジュールであり、今後、変更・追加がありうる。

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会会議規則

平成 19 年 5 月 29 日
構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会決定
平成 25 年 6 月 21 日改正

（委員長）

第 1 条 評価・調査委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第 2 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の招集に当たっては、あらかじめその日時、場所その他必要な事項を定めて通知するものとする。

（議事）

第 3 条 委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

2 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、委員会を招集した場合において、やむを得ない事情により委員の過半数の出席が困難であり、かつ、緊急に委員会の議決を経ることが委員会の目的達成上やむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

（会議の公開）

第 4 条 委員会は、原則として、会議又は議事録を公開するものとする。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

（専門部会）

第 5 条 委員会は、その議決をもって専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（雑則）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に属する委員に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 21 日から施行する。

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（１）基本理念

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

（５）関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

（６）構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

令和3年度の評価事業及び今後の評価項目スケジュール

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度以降 (令和6年度以降)
医療・福祉・労働部会	○病院等開設会社による病院等開設事業(910) ○公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920) ○児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(939) ○公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業(2001)	○<u>学校設置会社による学校設置事業(816)</u> ○臨床試験専用病床整備事業(941) ○<u>研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業(1123)</u> ○<u>特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業(1308)</u>	○<u>救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業(413)</u> ○特産酒類の製造事業(709(710、711)) ○清酒の製造場における製造体験事業(712) ○<u>地方競馬における小規模場外設備設置事業(1010)</u> ○<u>重量物輸送効率化事業(1205(1214、1221))</u>	○地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業(1231)(令和9年度評価)
教育部会	○地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業(834(835))	○<u>ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業(1310)</u>		
地域活性化部会	○地方公務員に係る臨時的任用事業(409) ○特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業(1219) ○民間事業者による公社管理道路運営事業(1228) 継続案件 ○条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業(412) ○地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業(1226)	赤字: 今回、評価時期を設定するもの ※今後の社会情勢により変更・追加がありうる		

調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	816
3. 特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査開始 令和4年6月 調査期間 令和4年6月～令和5年3月 とりまとめ 各調査後速やかに
②	理由	本特例措置を活用して設置されている学校については、その大半が通信制高等学校であるため、通信制高等学校の調査を行う際のスケジュールを基に、本特例措置の評価のための調査スケジュールを設定することとしている。 通信制高等学校は、教育基本法、学校教育法、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育規程等の関係法令を当然に順守するとともに、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」をしっかりと踏まえた上で学校運営や教育活動を実施することが求められる。 株立通信制高等学校においては、これまでの点検調査において学校の管理運営に関する事項、教育課程に関する事項、構造改革特区制度に関する事項等について法令違反や不適切な事項が判明し、改善に努めることが必要とされてきたところである。 については不適切な学校運営や教育活動が行われることにより、生徒に不利益が生じないよう速やかに調査を実施して、特例措置の評価を速やかに行う必要があるため、上記調査スケジュールにより行うことが適当である。
③	その他留意すべき事項	(参考1) 本特例措置の変遷 - 平成24年度に行われた評価において、教育活動面、学校経営面等について問題点も指摘されたことから、運用の「是正」を政府として決定した。 - 平成29年1月、それまでに違法・不適切な事案が発生したことを踏まえ、構造改革特別区域基本方針を改正し、文部科学大臣の「同意の要件」を設けた。 (参考2) 令和4年度に新設される株立通信制高等学校 令和3年4月時点では、株立通信制高等学校は15校設置されているが、令和4年4月1日に熊本県山都町にやまと高等学校(設置者: エネルギープロダクト株式会社)が設置される予定。 (参考3) 平成24年8月に「学校設置会社による学校設置事業」の運用が見直された後も、当該特例措置を用いて新たに6校が設置されている(うち1校は令和4年4月開校) (参考4) 廃校となった学校 4校(令和3年4月時点) ※令和2年3月廃校 - 東豊学園つくば松実高等学校(茨城県つくば市) 学校設置会社の経営不振により、令和元年11月につくば市に廃止申請がなされ、在籍する全ての生徒の卒業がするまで教育活動を行うことなく急遽廃校が決定された。文部科学省からはつくば市に対して生徒の修学の維持のために適切な措置を講じるとともに、本年度の学校教育等についても適切に実施されるよう同校への指導監督を徹底する旨伝達。その後、つくば市において転学のあっせんその他の必要な措置を講じた。 ※平成29年3月廃校 - 師友塾高等学校(広島県尾道市) 平成28年末に廃止申請がなされた。 - ウイツ青山学園高等学校(三重県伊賀市) ※平成22年3月廃校 - LCA大学院大学(大阪府大阪市) (参考5) 株立通信制高等学校として認可された後、学校法人立となった学校 12校(令和3年4月時点) (参考6) 令和4年度概算要求に通信制高等学校の調査費用を計上済み。 ※費用の査定次第では、実地調査校数は変動する可能性あり。

調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	経済産業省
2. 特例措置番号	1123
3. 特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続き不要化事業

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査開始 令和4年8月 調査票作成・送付 令和4年8月 調査実施 令和4年9月～10月 調査票回収 令和4年10月 とりまとめ 令和4年10月
②	理由	本特例措置の対象となる事業開始後、ある程度の期間が経過しており、一定の評価が可能であると考えられることから、次年度に調査を実施し、その効果及び弊害について調査を行うこととしたい。
③	その他留意すべき事項	

調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	環境省
2. 特例措置番号	1308
3. 特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査開始 令和4年10月 調査票作成・送付 令和4年10月 調査実施 令和4年10月～11月 調査票回収・聞き取り調査 令和4年11月 とりまとめ 令和4年12月
②	理由	本特例措置の対象である特別管理産業廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないように処理する必要があるものであり、パイプラインを用いて収集・運搬することで、廃棄物が飛散・流出する等による被害が生ずる可能性もある。そのため、本特例措置の認定を受けている大分県の区域以外においても当該措置を可能とすることによって、被害が生ずるおそれがないか丁寧に確認をする必要があることから、上記スケジュールにより調査を行うことが適当である。
③	その他留意すべき事項	本措置を全国展開する場合には、廃棄物処理法施行規則の改正が必要となる。さらに、産業廃棄物の指導・監督は、都道府県等の法定受託事務であることから、施行までには十分な説明等の期間を設ける必要がある。

調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	環境省
2. 特例措置番号	1310
3. 特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査開始 令和4年10月 調査票作成・送付 令和4年10月 調査実施 令和4年10月～11月 調査票回収・聞き取り調査 令和4年11月 とりまとめ 令和4年12月
②	理由	本特例措置の対象となるノヤギは特例事業が実施されている鹿児島県以外にも沖縄県や東京都等に生息している。これらの地域の中には、飼養ヤギを住居地周辺に多数放し飼いにしている地域なども存在しており、本措置の全国展開に伴い、飼養ヤギをノヤギと誤認し捕獲することで、個人の財産を侵害するといった懸念が生じる可能性もある。このため、鹿児島県以外の複数の自治体に対し弊害の発生の有無等を丁寧に確認する必要があると考えられることから上記調査スケジュールにより行うことが適当である。
③	その他留意すべき事項	本措置を全国展開する場合には、鳥獣保護管理法(以下「法」という。)第2条第7項の狩猟鳥獣に指定する手続を経ることとなるが、この際、法第2条第10項に基づき公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。 ノヤギを含む外来鳥獣を狩猟鳥獣に指定する際には、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮することとされており、審議会において指定が適当ではないと判断される可能性がある。

調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	総務省
2. 特例措置番号	413
3. 特定事業の名称	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査開始 令和5年9月 調査票作成・送付 令和5年9月 調査実施 令和5年9月～10月 調査票回収 令和5年10月 とりまとめ 令和5年10月
②	理由	本特例措置の対象となる「救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業」については、現在、新型コロナウイルスの感染拡大が救急業務に大きな影響を与えていることから、特区認定によって期待された効果を検証することは困難である。そのため、本特例措置に係る評価のための調査については、新型コロナウイルス感染症のまん延が収束し、適切な評価が可能となる時期を2年後と仮定すると、上記調査スケジュールにより行うことが適当である。
③	その他留意すべき事項	(参考)令和3年8月時点で構造改革特区として認定されている救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業(413)は1件(横浜市)。横浜市では、横浜市救急条例を平成20年10月1日から施行し、事業を実施している。

調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	農林水産省
2. 特例措置番号	1010
3. 特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査開始 令和5年9月 調査票作成・送付 令和5年9月 調査実施 令和5年9月～10月 調査票回収 令和5年11月 とりまとめ 令和5年11月
②	理由	地方競馬の活性化のために各地方競馬主催者が作成し、取り組む現行の地方競馬活性化計画の終期が令和4年度末までとなっており、インターネット投票の増加等、勝馬投票券の販売を取り巻く環境が大きく変化している中で、場外設備を今後どのように取り扱うのかも踏まえ、新たな経営や投資の方針を含む次期計画を令和4年度中に検討することとなる状況を踏まえ、上記調査スケジュールにより行うことが適当である。
③	その他留意すべき事項	(参考1) 令和3年8月時点で構造特区として認定されている地方競馬における小規模場外設備設置事業(1010)は、愛知県競馬組合の1件。 (参考2) 平成20年には、内閣府が行った以下のニーズ調査結果を踏まえ、予定された評価を行わないこととされた。 その他(＝愛知県以外)の地方競馬主催者においては、 ① 厳しい経営状況から新たな投資が困難であること ② 小規模場外設備の設置によって採算が取れるかどうか危惧していること ③ 小規模場外設備の設置に当たり最も時間を要する手続は、地域社会との調整であるが、本特例措置を活用する以前に地域社会との調整が難しいと考えていること から、いずれも現時点では本特例措置の活用の予定はみられない。

調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	国土交通省
2. 特例措置番号	1205(1214、1221)
3. 特定事業の名称	重量物輸送効率化事業(車両の長さ及び最小回転半径に関する事項)

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査開始 令和5年9月 調査票作成・送付 令和5年9月 調査実施 令和5年9月～10月 調査票回収 令和5年10月 とりまとめ 令和5年10月
②	理由	特殊車両通行許可制度については、従来の許可申請手続きに代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が令和4年4月から開始することとしている。現在、新制度の開始に向けて必要となる通達の改正やシステムの整備を進めているところであり、また、新たな許可制度が開始することに伴い、国・地方公共団体とも混乱が生じるおそれがある。新制度の開始とあわせて、特区を全国展開することは事務手続きに混乱を生むことにつながりかねないため、事務担当者の習熟期間を考慮し、新制度の運用開始から1年を経過した令和5年度をメドとした上記日程で調査を行うのが適当である。
③	その他留意すべき事項	(参考)令和3年8月時点で構造特区として認定されている重量物輸送効率化事業(1221)の許可件数は7件、48台。